

公 示

貨物利用運送事業法の許認可等に関する処理方針について

標記の申請について、事業の迅速、かつ、適切な処理を図るため、下記のとおり審査項目の具体的な基準を掲げ、これにより処理することとしたので公示する。

平成15年 3月31日
一部改正 平成20年 7月 1日
一部改正 平成25年10月22日

関東運輸局長 淡 路 均

記

貨物利用運送事業の許認可処理基準等について

1. 審査基準

(1) 第一種貨物利用運送事業の登録（法第三条）

- ア 貨物利用運送事業の登録申請等の処理方針等・・・別紙1
- イ 内航運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準・・・別紙2
- ウ 外航運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準・・・別紙3
- エ 航空運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準・・・別紙4
- オ 鉄道運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準・・・別紙5
- カ 貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準・・・別紙6

(2) 第一種貨物利用運送事業の変更登録に当たっての審査基準（法第七条第一項）

第一種貨物利用運送事業の登録に係る審査基準に同じ。

(3) 第一種貨物利用運送事業の利用運送約款（第一種貨物利用運送事業附帯業務の利用運送約款を含む。以下同じ。）の設定の認可（法第八条第一項）

貨物利用運送事業の利用運送約款の設定の認可に当たっての審査基準・・・別紙7

(4) 第一種貨物利用運送事業の利用運送約款の変更の認可に当たっての審査基準（法第八条第一項）

第一種貨物利用運送事業の利用運送約款の設定の認可に係る審査基準に同じ。

(5) 第二種貨物利用運送事業の許可に当たっての審査基準（法第二十条）

- ア 貨物利用運送事業の許可の申請等の処理方針等・・・別紙8
- イ 内航運送に係る貨物利用運送事業の許可に当たっての審査基準・・・別紙9
- ウ 外航運送に係る貨物利用運送事業の許可に当たっての審査基準・・・別紙10
- エ 航空運送に係る貨物利用運送事業の許可に当たっての審査基準・・・別紙11
- オ 鉄道運送に係る貨物利用運送事業の許可に当たっての審査基準・・・別紙12
- (6) 事業計画及び集配事業計画の変更の認可に当たっての審査基準（法第二十五条第一項）
第二種貨物利用運送事業の許可に係る審査基準に同じ。
- (7) 第二種貨物利用運送事業の利用運送約款（第二種貨物利用運送事業附帯業務の利用運送約款を含む。以下同じ。）の設定の認可（法第二十六条第一項）
貨物利用運送事業の利用運送約款の設定の認可に当たっての審査基準・・・別紙7
- (8) 第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の変更の認可に当たっての審査基準（法第二十六条第一項）
第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の設定の認可に係る審査基準に同じ。
- (9) 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受けの認可（法第二十九条第一項）
第二種貨物利用運送事業の許可に係る審査基準に同じ。
- (10) 第二種貨物利用運送事業の合併及び分割の認可（法第二十九条第二項）
第二種貨物利用運送事業の許可に係る審査基準に同じ。
- (11) 第二種貨物利用運送事業の相続の認可（法第三十条第一項）
第二種貨物利用運送事業の許可に係る審査基準に同じ。

2 標準処理期間（申請が提出先とされている機関の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう。以下同じ。）

- (1) 第一種貨物利用運送事業の登録（法第三条）
二か月～三か月
- (2) 第一種貨物利用運送事業の変更登録（法第七条第一項）
一か月～二か月（利用運送機関の種類の変更に係るものは二か月～三か月）
- (3) 第一種貨物利用運送事業の利用運送約款（第一種貨物利用運送事業附帯業務の利用運送約款を含む。以下同じ。）の設定の認可（法第八条第一項）
一か月
- (4) 第一種貨物利用運送事業の利用運送約款の変更の認可（法第八条第一項）
一か月
- (5) 第二種貨物利用運送事業の許可（法第二十条）
三か月～四か月
- (6) 事業計画及び集配事業計画の変更の認可（法第二十五条第一項）
二か月～三か月（利用運送機関の種類の変更に係るものは三か月～四か月）
- (7) 第二種貨物利用運送事業の利用運送約款（第二種貨物利用運送事業附帯業務の利用運送約款を含む。以下同じ。）の設定の認可（法第二十六条第一項）
一か月
- (8) 第二種貨物利用運送事業の利用運送約款の変更の認可（法第二十六条第一項）

一か月

(9) 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受けの認可（法第二十九条第一項）

二か月～三か月

(10) 第二種貨物利用運送事業の合併及び分割の認可（法第二十九条第二項）

二か月～三か月

(11) 第二種貨物利用運送事業の相続の認可（法第三十条第一項）

二か月～三か月

（備考）他の地方運輸局長を経由して申請される事案又は他の地方運輸局長へ照会する必要がある事案に係る標準処理期間は、上記標準処理期間に一か月追加したものとす。

附 則

1. この処理方針は、平成15年4月1日以降当局、当局管内運輸支局及び管内海事事務所において受理する申請について適用する。
2. 平成2年10月1日付けで公示した「貨物運送取扱事業の許可及び登録の申請等の処理方針について」は、平成15年3月31日限りこれを廃止する。

附 則（平成20年7月1日一部改正）

1. この処理方針は、平成20年7月1日以降当局、当局管内運輸支局及び管内海事事務所において受理する申請について適用する。

附 則（平成25年10月22日一部改正）

1. この処理方針は、平成25年11月1日以降当局、当局管内運輸支局及び管内海事事務所において受理する申請について適用する。

貨物利用運送事業の登録申請等の処理方針等

1 事業遂行に必要な施設

- ① 使用権原のある営業所、店舗を有していること。
- ② ①の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ③ 保管施設を必要とする場合は、使用権原のある保管施設を有していること。
- ④ ③の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑤ ③の保管施設の規模、構造及び設備が適切なものであること。

2 財産的基礎

純資産三百万円以上を所有していること。

3 経営主体

欠格事由に該当しないこと。

内航運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準

一 内航運送に係る貨物利用運送事業の範囲及び対象について

- 1 内航運送に係る貨物利用運送事業（以下、「内航貨物利用運送事業」という。）とは、内航運送をする事業を利用した輸送活動を行い、荷主に対し運送責任を負って貨物運送サービスを提供する事業をいう。
- 2 日本国内の各港間において貨物定期航路、自動車航送を行う貨物定期航路、貨物不定期航路又は旅客定期航路に就航する船舶を運航する船舶運航事業者と運送に関する契約を締結し、荷主に対して運送責任を負って貨物運送サービスを提供する場合は内航貨物利用運送事業に該当するため、本法による規制の対象となる。
- 3 なお、貨物自動車運送事業又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業の一環として貨物の運送を引き受ける場合で、運送に関する契約を締結せず、旅客定期航路に就航する船舶を利用し貨物運送サービスを提供する場合には、内航貨物利用運送事業に該当しない。

二 登録（変更登録）に当たっての具体的処理基準

1 事業計画（施設）の適切性

- (1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。
また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。
- (2) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

2 事業適確遂行能力

- (1) 財産的基礎
貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産三百万円以上）を有していること。
- (2) 経営主体
貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第五号までに規定する登録拒否要件に該当しないこと。

3 その他留意事項

登録申請書の受理について、申請書の記載事項の不備又は申請書に必要な添付書類が添付されていない等法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であることが外形上明確に判断し得る場合は、行政手続法（平成五年法律第八

十八条) 第七条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めることとするものとする。

外航運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準

一 外航運送に係る貨物利用運送事業の範囲及び対象について

- 1 外航運送に係る貨物利用運送事業（以下、「外航貨物利用運送事業」という。）とは、外航運送を利用した輸送活動を行い、自ら運送証券を発行する等荷主に対し運送責任を負って貨物運送サービスを提供する事業をいう。

この場合において、原則としては、運送証券記載上の運送人を対象事業者とするが、運送証券記載上の運送人の名義が単に形式的なものに過ぎず、荷主との間の営業活動、運送契約の締結、損害賠償の際の対応等を別に行うときは、その者を規制対象とする。

- 2 貨物利用運送事業法（以下「法」という。）による登録又は許可の対象となる事業は、輸出に係る貨物利用運送事業が対象であり、輸入及び三国間に係る貨物利用運送事業は、本法による規制の対象とはならない。

二 登録（変更登録）に当たっての具体的処理基準

1 事業計画（施設）の適切性

- (1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。
また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。
- (2) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

2 事業適確遂行能力

- (1) 財産的基礎
貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産三百万円以上）を有していること。
- (2) 経営主体
貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第五号までに規定する登録拒否要件に該当しないこと。

3 その他留意事項

登録申請書の受理について、申請書の記載事項の不備又は申請書に必要な添付書類が添付されていない等法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であることが外形上明確に判断し得る場合は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第七条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求める

こととするものとする。

航空運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準

一 航空運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者の範囲

航空運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者とは、航空運送事業者の行う運送を利用して、利用者の需要に応じ、運送責任を負って有償で貨物の運送を行う事業をいう。

この場合において、利用者（真荷主又は貨物利用運送事業者）より航空貨物の運送を元請し、その航空貨物運送の全部又は一部を下請に出す場合の当該元請事業者についても対象となるので承知されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合については、航空運送に係る当該第一種貨物利用運送事業の対象外となるので、留意されたい。

- ① 貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業に該当する場合
- ② 航空運送事業者以外の運送機関を利用する場合又は航空運送に係る貨物利用運送事業の無許可又は無登録営業業者を利用する場合等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関し、適正な運送契約を締結していない場合（利用運送の定義に該当しないもの及び違法行為を前提としたもの。）
- ③ 航空貨物代理店でない場合

二 登録（変更登録）に当たっての具体的処理基準

1 事業計画（施設）の適切性

- (1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。
また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。
- (2) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

2 事業適確遂行能力

- (1) 財産的基礎
貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産三百万円以上）を有していること。
- (2) 経営主体
貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第五号に規定する登録拒否要件に該当しないこと。

3 その他留意事項

登録申請書の受理について、申請書の記載事項の不備又は申請書に必要な添付書類が添付されていない等法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であることが外形上明確に判断し得る場合は、行政手続法（平成五年法律第八十八条）第七条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めることとするものとする。

また、申請の内容が、上記一のⅠ①から③までのいずれかに該当する場合は、不正な手段による登録申請として、貨物利用運送事業法第十六条第二号の規定に基づき、登録後に事業停止又は登録取消し処分を行う旨を教示するとともに、申請者に対し当該申請の補正を求めることとするものとする。

鉄道運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準

一 鉄道運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者の範囲

鉄道運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者とは、鉄道運送事業者の行う運送を利用して、利用者の需要に応じ、運送責任を負って有償で貨物の運送を行う事業をいう。

この場合において、利用者（真荷主又は貨物利用運送事業者）より鉄道貨物の運送を元請し、その鉄道貨物運送の全部又は一部を下請に出す場合の当該元請事業者についても対象となるので承知されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合については、鉄道運送に係る当該第一種貨物利用運送事業の対象外となるので、留意されたい。

- ① 貨物利用運送事業法第二条第八号に規定する第二種貨物利用運送事業に該当するもの
- ② 鉄道運送事業者以外の運送機関を利用する場合又は鉄道運送に係る貨物利用運送事業の無許可又は無登録営業業者を利用する場合等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関し、適正な運送契約を締結していない者（利用運送の定義に該当しないもの及び違法行為を前提としたもの。）

二 登録（変更登録）に当たっての具体的処理基準

1 事業計画（施設）の適切性

- (1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

- (2) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

2 事業適確遂行能力

- (1) 財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産三百万円以上）を有していること。

- (2) 経営主体

貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第五号に規定する登録拒否要件に該当しないこと。

貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業の登録に当たっての審査基準

一 貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者の範囲

貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者とは、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して、利用者の需要に応じ、運送責任を負って有償で貨物の運送を行う事業をいう。

この場合において、利用者（真荷主又は貨物利用運送事業者）より貨物自動車運送を元請し、その運送の全部又は一部を下請に出す場合の当該元請事業者についても対象となるので承知されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合については、当該第一種貨物利用運送事業の対象外となるので、留意されたい。

- ① 貨物利用運送事業法第十九条（適用除外）の規定に該当する者（貨物自動車運送事業法第二条第七項の貨物自動車利用運送（一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営む者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営む者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に限る。）を利用してする貨物の運送をいう。）に該当するもの。）
- ② いわゆる白トラ利用等貨物自動車運送事業の無許可営業者を外形的に利用するような場合及び貨物利用運送事業の無登録営業者を利用する場合等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関し、適正な運送契約を締結していない者（利用運送の定義に該当しないもの及び違法行為を前提としたもの。）

二 登録（変更登録）に当たっての具体的処理基準

1 事業計画（施設）の適切性

(1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(2) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

2 事業適確遂行能力

(1) 財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産三百万円以上）を有していること。

(2) 経営主体

貨物利用運送事業法第六条第一項第一号から第五号に規定する登録拒否要件に該当しないこと。

3 その他留意事項

登録申請書の受理について、申請書の記載事項の不備又は申請書に必要な添付書類が添付されていない等法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請であることが外形上明確に判断し得る場合は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第七条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めることとするものとする。

また、申請の内容が、上記一の1の①又は②に該当する場合は、不正な手段による登録申請として、貨物利用運送事業法第十六条第二号の規定に基づき、登録後に事業停止又は登録取消し処分を行う旨を教示するとともに、申請者に対し当該申請の補正を求めることとするものとする。

貨物利用運送事業の利用運送約款の設定の認可に当たっての審査基準

約款について

認可の処理について

1. 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第十二条及び第二十四条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
- 2 運賃及び料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- 3 損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- 4 利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。また、当該利用運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。
- 5 審査に当たっては、当該貨物利用運送事業に係る各運送機関の特性に配慮すること。また、宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

貨物利用運送事業の許可の申請等の処理方針等

1 事業計画の適切性

(1) 事業の円滑な遂行

利用する運送を行う実運送事業者との間に、業務取扱契約が締結されており、貨物利用運送事業を円滑に遂行することができるものと認められること。

(2) 事業遂行に必要な施設

- ① 使用権原のある営業所、店舗を有していること。
- ② ①の営業所等が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ③ 保管施設を必要とする場合は、使用権原のある保管施設を有していること。
- ④ ③の保管施設が都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑤ ③の保管施設の規模、構造及び設備が適切なものであること。

(3) 貨物の受取を他の者に委託して行う場合

その受取業務を円滑に遂行することができるものと認められる受託者に業務委託していること。

2 事業の遂行能力

(1) 財産的基礎

- ① 純資産三百万円以上を所有していること。

(2) 組織

- ① 事業遂行に十分な組織を有すること。
- ② 事業運営に関する指揮命令系統が明確であること。

(3) 経営主体

- ① 欠格事由に該当しないこと。
- ② 事業遂行に必要な法令の知識を有すること。

3 集配事業計画の適切性（集配を他の者に委託する場合）

(1) 集配営業所

- ① 使用権原を有すること。
- ② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(2) 集配事業者の体制

集配の業務の委託を受けた者が鉄道、航空又は海上貨物の集配のために必要な業務運営体制を有していること。

4 集配事業計画の適切性（貨物自動車運送事業法に規定する一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に使用する車両と当該貨物利用運送事業の集配に使用する車両とを併用する場合（以下「併用の場合」という。））

（1）集配営業所

- ① 使用権原を有すること。
- ② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ③ 規模が適切なものであること。

（2）事業用自動車

- ① 使用権限のある車両を有していること。
- ② 当該集配業務に適応する構造を有する自動車であること。

（3）自動車車庫

貨物の集配の円滑な実施のために適切な規模を有し、かつ適切な場所に設置されていること。

5 集配事業計画の適切性（貨物自動車運送事業法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者（以下「特定二種」という。）の場合）

（1）集配営業所

- ① 使用権原を有すること。
- ② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ③ 規模が適切なものであること。

（2）事業用自動車

- ① 使用権原のある車両を有していること。
- ② 当該集配業務に適応する構造を有する自動車であること。

（3）休憩・睡眠施設

- ① 原則として、集配営業所又は車庫に併設するものであること。
- ② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者一人当たり二・五平方メートル以上の広さを有すること。
- ③ 使用権原を有するものであること。
- ④ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

（4）自動車車庫

- ① 原則として集配営業所に併設するものであること。ただし、併設できない場合は、平成三年六月二十五日運輸省告示第三四〇号に適合すること。

- ② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が五〇センチメートル以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。
- ③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。
- ④ 使用権原を有するものであること。
- ⑤ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。
- ⑥ 前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 運行管理体制

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請書等の処理について」（平成十五年国自貨第七七号）別紙1－（6）に規定する要件に準じ、運行管理体制の整備がなされていること。

内航運送に係る貨物利用運送事業の許可に当たっての審査基準

一 内航運送に係る貨物利用運送事業の範囲及び対象について

- 1 内航運送に係る貨物利用運送事業（以下、「内航貨物利用運送事業」という。）とは、本邦内における集配活動及び内航運送をする事業を利用した輸送活動を一貫して行い、荷主に対し運送責任を負って貨物運送サービスを提供する事業をいう。
- 2 日本国内の各港間において貨物定期航路、自動車航送を行う貨物定期航路、貨物不定期航路又は旅客定期航路に就航する船舶を運航する船舶運航事業者と運送に関する契約を締結し、荷主に対して運送責任を負って貨物運送サービスを提供する場合は内航貨物利用運送事業に該当するため、本法による規制の対象となる。
- 3 なお、貨物自動車運送事業又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業の一環として貨物の運送を引き受ける場合で、運送に関する契約を締結せず旅客定期航路に就航する船舶を利用し貨物運送サービスを提供する場合には、内航貨物利用運送事業に該当しない。

二 許可（事業計画変更認可）に当たっての具体的処理基準

1 内航運送との接続の適切性

内航海運による貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備及び輸送量の確保が行われるものであること。

2 事業計画の適切性

(1) 事業内容の一般性

単なる代理店ではなく、コモン・キャリアとしての役割を果たす貨物利用運送事業であることに鑑み、広く一般の需要に応ずるに足りる事業内容となっていること。

(2) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。
また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(3) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

3 事業適確遂行能力

(1) 財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産三百万円以上）を有していること。

(2) 組織・経営主体

貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、事業運営に関する指揮命令系統が明確であり、法第二十二条に規定する欠格事由に該当しないものであること。

4 集配事業計画の適切性

(1) 自己の車両で集配をする場合

① 自動車車庫

- ・ 配置する計画車両を収容し得る車庫を有すること。この場合、車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保されていること。
- ・ 所有権又は使用権の裏付けがあり、かつ、関係法令に抵触しないものであること。
- ・ 他の使途に使用されないものであること。

② 運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。）

- ・ 運行管理者及び整備管理者の選任等事業の適正な運営を確保するために必要な運行管理体制を整えていること。
- ・ 集配事業計画に基づき集配車両が配置される場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三十四条及び第十八条の規定に基づき運行管理者を選任すること。
- ・ 事業計画の遂行に十分な数の集配自動車の運転者を常に確保できるものであること。

(2) 集配業務を他の者に委託する場合

- ・ 受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること若しくは締結の予定があること（この場合、契約書（案）を提出させ、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。）又はこれと同等のものと認められ得ること。
- ・ 受託者が内航海運に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は海上貨物の集配のために必要な体制を有している一般貨物自動車運送事業者であること。

外航運送に係る貨物利用運送事業の許可に当たっての審査基準

一 外航運送に係る貨物利用運送事業の範囲及び対象について

- 1 外航運送に係る貨物利用運送事業（以下、「外航貨物利用運送事業」という。）とは、本邦内における集荷活動及び外航運送を利用した輸送活動を一貫して行い、自ら運送証券を発行する等荷主に対し運送責任を負って貨物運送サービスを提供する事業をいう。

この場合において、原則としては、運送証券記載上の運送人を対象事業者とするが、運送証券記載上の運送人の名義が単に形式的なものに過ぎず、荷主との間の営業活動、運送契約の締結、損害賠償の際の対応等を別に行うときは、その者を規制対象とする。

- 2 貨物利用運送事業法（以下「法」という。）による登録又は許可の対象となる事業は、輸出に係る貨物利用運送事業が対象であり、輸入及び三国間に係る貨物利用運送事業は、本法による規制の対象とはならない。

二 許可（事業計画変更認可）に当たっての具体的処理基準

1 外航運送との接続の適切性

外航海運による貨物輸送の利用の効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備及び輸送量の確保が行われるものであること。

2 事業計画の適切性

(1) 事業内容の一般性

単なる代理店ではなく、コモン・キャリアとしての役割を果たす貨物利用運送事業であることに鑑み、広く一般の需要に応ずるに足りる事業内容となっていること。

(2) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。
また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

(3) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

(4) 海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分代理店との委託契約若しくは委託契約締結の予定があること（この場合、契約書（案）を提出させ、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。）。

3 事業適確遂行能力

(1) 財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産三百万円以上）を有していること。

(2) 組織・経営主体

貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、事業運営に関する指揮命令系統が明確であり、法第二十二條に規定する欠格事由に該当しないものであること。

4 集配事業計画の適切性

(1) 自己の車両で集配をする場合

① 自動車車庫

- ・ 配置する計画車両を収容し得る車庫を有すること。この場合、車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保されていること。
- ・ 所有権又は使用権の裏付けがあり、かつ、関係法令に抵触しないものであること。
- ・ 他の用途に使用されないものであること。

② 運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用の場合を除く。）

- ・ 運行管理者及び整備管理者の選任等事業の適正な運営を確保するために必要な運行管理体制を整えていること。
- ・ 集配事業計画に基づき集配車両が配置される場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三十四條及び第十八條の規定に基づき運行管理者を選任すること。
- ・ 事業計画の遂行に十分な数の集配自動車の運転者を常に確保できるものであること。

(2) 集配業務を他の者に委託する場合

① 集配営業所

- ・ 集配営業所については、それぞれの仕立地ごとに設置することを原則とするが、当該事務所と集荷業務の受託先との間の業務委託契約書又は契約書（案）（この場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）により集荷業務の遂行が可能と認められる場合には、集配事業計画の集配業務を統括する自社の営業所を集配営業所として記載すればよいこととする。

② 集配業務の委託先

- ・ 受託者が外航運送に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は海上貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨物自動車運送事業者であること。

航空運送に係る貨物利用運送事業の許可に当たっての審査基準

一 航空運送に係る第二種貨物利用運送事業を行う者の範囲

航空運送に係る第二種貨物利用運送事業を行う者とは、利用者の需要に応じ、運送責任を負って、有償で、航空運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する貨物の集荷及び配達を一貫して行う事業をいう。

この場合において、利用者（真荷主又は貨物利用運送事業者）より航空貨物の運送を元請し、その航空貨物運送の全部又は一部を下請に出す場合の当該元請事業者についても対象となるので承知されたい。

ただし、航空運送事業者以外の運送機関を利用する場合又は航空運送に係る貨物利用運送事業の無許可又は無登録営業者を利用する場合等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関し、適正な運送契約を締結していない者（利用運送の定義に該当しないもの及び違法行為を前提としたもの。）に該当する場合については、航空運送に係る第二種貨物利用運送事業の対象外となるので、留意されたい。

二 許可（事業計画変更認可）に当たっての具体的処理基準

1 国際航空に係る利用運送事業

A. 国際一般混載事業

(1) 航空輸送との接続の適切性

① 航空貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。

② 国際航空貨物代理店であること。

(2) 事業計画の適切性

① 事業内容の一般性

単なる代理店ではなく、コモン・キャリアとしての役割を果たす利用航空運送事業（航空に係る第二種貨物利用運送事業をいう。）であることに鑑み、広く一般の需要に応ずるに足る事業内容となっていること。

② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

③ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

④ 仕分体制

海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分代理店との委託契約が適切になされていること若しくは委託契約締結の予定が

あること（この場合、契約書（案）を提出させ、許可日までに（新設法人の場合は会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。）。

(3) 事業適確遂行能力

① 財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産三百万円以上）を有していること。

② 組織・経営主体

貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、事業運営に関する指揮命令系統が明確であり、貨物利用運送事業法第二十二条に規定する欠格事由に該当しないものであること。

(4) 集配事業計画の適切性

① 自己の車両で集配をする場合

(イ) 自動車車庫

- ・配置する計画車両を収容し得る車庫を有すること。この場合、車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が 50 cm以上確保されていること。
- ・所有権又は使用権の裏付けがあり、かつ、関係法令に抵触しないものであること。
- ・他の用途に使用されないものであること。

(ロ) 運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。）

- ・運行管理者及び整備管理者の選任等事業の適正な運営を確保するために必要な運行管理体制を整えていること。
- ・集配事業計画に基づき集配車両が配置される場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三十四条及び第十八条の規定に基づき運行管理者を選任すること。
- ・事業計画の遂行に十分な数の集配自動車の運転者を常に確保できるものであること。

② 集配業務を他の者に委託する場合

- ・受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること若しくは締結の予定があること（この場合、契約書（案）を提出させ、許可日までに（新設法人の場合は会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）又はこれと同等のものと認められ得ること。
- ・受託者が航空に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は航空貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨物自動車運送事業者であること。

B. 国際宅配便事業

(1) 航空輸送との接続の適切性

- ① 航空貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。
- ② 国際航空貨物代理店又は国際利用航空運送事業者の集貨代理店であること。

(2) 事業計画の適切性

① 事業内容の一般性及び明確性

- ・広く一般の需要に応ずるに足る事業内容となっていること。
- ・ドアーツードアサービスに、通し運賃を設定した商品であって、特別な名称を付与して利用者に提示するという事業体制となっており、利用者との関係からみて事業内容が明確なものとなっていること。

② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。

③ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

④ 仕分体制

海外の仕向地における仕分体制を自ら整備しているか又は仕分代理店との委託契約が適切になされていること若しくは委託契約締結の予定があること（この場合、契約書（案）を提出させ、許可日までに（新設法人の場合は会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。）。

(3) 事業適確遂行能力

① 財産的基礎

国際一般混載事業の基準と同じ。

② 組織・経営主体

国際一般混載事業の基準と同じ。

(4) 集配事業計画の適切性

① 自己の車両で集配をする場合

(イ) 自動車車庫

国際一般混載事業の基準と同じ。

(ロ) 運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。）

国際一般混載事業の基準と同じ。

② 集配業務を他の者に委託する場合

国際一般混載事業の基準と同じ。

2 国内航空に係る利用運送事業

A. 国内一般混載事業

(1) 航空輸送との接続の適切性

① 航空貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。

② 国内航空貨物代理店であること。

(2) 事業計画の適切性

① 事業内容の一般性

単なる代理店ではなく、コモン・キャリアとしての役割を果たす利用航

空運送事業であることに鑑み、広く一般の需要に応ずるに足る事業内容となっていること。

- ② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。
また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。
- ③ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

(3) 事業適確遂行能力

- ① 財産的基礎
国際一般混載事業の基準と同じ。
- ② 組織・経営主体
国際一般混載事業の基準と同じ。

(4) 集配事業計画の適切性

- ① 自己の車両で集配をする場合
 - (イ) 自動車車庫
国際一般混載事業の基準と同じ。
 - (ロ) 運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。）
国際一般混載事業の基準と同じ。
- ② 集配業務を他の者に委託する場合
国際一般混載事業の基準と同じ。

B. 国内宅配便事業

(1) 航空輸送との接続の適切性

- ① 航空貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。
- ② 国内航空貨物代理店又は国内利用航空運送事業者（国内航空に係る第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）の集貨代理店であること。
- ③ 国内利用航空運送事業者の集荷代理店の場合は、当該国内利用航空運送事業者との提携関係が協定書若しくは契約書又はこれらの案（この場合、協定書（案）又は契約書（案）を提出させ、許可日までに（新設法人の場合は会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること）により確認されること。

(2) 事業計画の適切性

- ① 事業内容の一般性及び明確性
 - ・ 広く一般の需要に応ずるに足る事業内容となっていること。
 - ・ ドアーツードアサービスに、通し運賃を設定した商品であって、特別な名称を付与して利用者に提示するという事業体制となっており、利用者との関係からみて事業内容が明確なものとなっていること。
- ② 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。
また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

- ③ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

(3) 事業適確遂行能力

① 財産的基礎

国際一般混載事業の基準と同じ。

② 組織・経営主体

国際一般混載事業の基準と同じ。

(4) 集配事業計画の適切性

① 集配の地域

貨物の集配を行う地域については、地帯制を採用するものであり、地帯の範囲は、空港からの集配距離、集配時間を勘案して合理的なものとなければならないものとする。なお、事業者の協同組合や事業者相互の運輸に関する協定に基づく共同集配方式、他の事業者に一括して委託する方式等によることができるものとする。

② 自己の車両で集配をする場合

(イ) 自動車車庫

国際一般混載事業の基準と同じ。

(ロ) 運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用部分を除く。）

国際一般混載事業の基準と同じ。

③ 集配業務を他の者に委託する場合

国際一般混載事業の基準と同じ。

鉄道運送に係る貨物利用運送事業の許可に当たっての審査基準

一 鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業を行う者の範囲

鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業を行う者とは、利用者の需要に応じ、運送責任を負って、有償で、鉄道運送事業者の行う運送に係る利用運送と当該利用運送に先行し及び後続する貨物の集荷及び配達を一貫して行う事業をいう。

この場合において、利用者（真荷主又は貨物利用運送事業者）より鉄道貨物の運送を元請し、その鉄道貨物運送の全部又は一部を下請に出す場合の当該元請事業者についても対象となるので承知されたい。

ただし、鉄道運送事業者以外の運送機関を利用する場合又は鉄道運送に係る貨物利用運送事業の無許可又は無登録営業者を利用する場合等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関し、適正な運送契約を締結していない者（利用運送の定義に該当しないもの及び違法行為を前提としたもの。）に該当する場合については、鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業の対象外となるので、留意されたい。

二 許可（事業計画変更認可）に当たっての具体的処理基準

1 鉄道輸送との接続の適切性

- (1) 鉄道貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。
- (2) 鉄道運送事業者又は鉄道に係る貨物利用運送事業者との間に、定型的な貨物の託送に関する業務取扱契約が締結されていること又は締結の予定があること（この場合、許可日までに（新設法人の場合は、会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。）。

2 事業計画の適切性

- (1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。
また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであること。
- (2) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

3 事業適確遂行能力

- (1) 財産的基礎
貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産三百万円以上）を有していること。
- (2) 組織・経営主体
貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、事業運営に関する

る指揮命令系統が明確であり、貨物利用運送事業法第二十二条各号に規定する欠格事由に該当しないものであること。

4 集配事業計画の適切性

(1) 自己の車両で集配をする場合

① 自動車車庫

- ・配置する計画車両を収容し得る車庫を有すること。この場合、車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保されていること。
- ・所有権又は使用権の裏付けがあり、かつ、関係法令に抵触しないものであること。
- ・他の用途に使用されないものであること。

② 運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用の場合を除く。）

- ・運行管理者及び整備管理者の選任等事業の適正な運営を確保するために必要な運行管理体制を整えていること。
- ・集配事業計画に基づき集配車両が配置される場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則第三十四条及び第十八条の規定に基づき運行管理者を選任すること。
- ・事業計画の遂行に十分な数の集配自動車の運転者を常に確保できるものであること。

(2) 集配業務を他の者に委託する場合

- ・受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること若しくは締結の予定があること（この場合、契約書（案）（契約書（案）の場合は、許可日までに（新設法人は会社設立後速やかに）契約書の写しを提出させること。））又はこれと同等のものと認められ得ること。
- ・受託者が鉄道に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は鉄道貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨物自動車運送事業者であること。

5 事業協同組合による共同取扱方式による貨物利用運送事業について

(1) 事業協同組合相互間の鉄道を利用して行う貨物の共同一貫輸送の共同取扱協定については、中小企業の事業活動の促進及びトラック輸送の合理化の観点から促進すべきものであるが、一方で、その適確な業務運営を確保することが必要不可欠である。

従って、共同取扱方式について、下記の観点から、事業運営能力があると判断される場合については、当該事業協同組合に対し、貨物利用運送事業の許可を行うものとする。

(2) 協定の当事者

- (イ) 中小企業等協同組合法第三条第一号の事業協同組合として認可を受けたものであること。
- (ロ) 事業協同組合は、共同受注、共同配車等の共同輸送事業を営むとともに、配送センター等の共同輸送施設を有するものであること。
- (ハ) 事業協同組合は、各地間の定型的、安定的事業遂行能力と適確な業務処

理体制を確保する観点から十分と認められる組織、車両規模を有するものであること。

(3) 協定の内容

次に掲げる事項について明確に定められていること。

- (イ) 利用する貨物利用運送事業者名
- (ロ) 輸送区間、業務の範囲
- (ハ) 契約受注の方法
- (ニ) 配送センター等の共同輸送施設の位置及び利用方法
- (ホ) 集配実施体制
- (ヘ) 連絡事務所
- (ト) 貨物の受渡しの方法その他の必要事項

(4) 共同取扱方式による貨物利用運送事業の申請内容が妥当と認められる場合については、貨物利用運送事業の許可を取得することが可能であるが、その場合の許可の基準は、上記二の貨物利用運送事業の許可の処理基準を準用するものとする。